

【表紙】

【発行登録番号】	5 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 8 月 9 日
【会社名】	日揮ホールディングス株式会社
【英訳名】	JGC HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 CEO 佐藤 雅之
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
【電話番号】	横浜045(682)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	ファイナンスユニット部長 田口 信一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号
【電話番号】	横浜045(682)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	ファイナンスユニット部長 田口 信一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2023年 8月17日)から2年を経過する日(2025年8月16日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

銘柄：日揮ホールディングス株式会社第8回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
（以下「本社債」という。）

券面総額又は振替社債の総額：金10,000百万円

各社債の金額：金1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2028年9月以降（5年債）（注）

払込期日（予定）：2023年9月以降（注）

（注）それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（注）各引受人の引受金額及び引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

（2）【手取金の使途】

本社債による手取金は、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のグリーンボンド・フレームワークで定めるグリーン適格基準を満たす事業（廃食用油を原料とするSAF生産設備への投資、CO₂からの微生物によるポリマー合成技術開発、EV自動車向け高効率・高出力パワーモジュール用の高熱伝導窒化ケイ素基板に係る設備投資）に係る新規の投融資及び設備投資に充当する予定です。適格事業に充当されるまでの間の未充当資金については、現金または現金同等物にて運用する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」（注1）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」（注2）に則したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）より原則等に適合する旨のセカンド・パーティー・オピニオンを取得しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月及び2022年7月に改訂したガイドラインです。

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、ICMAの「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」に則して4つの要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）を定めたフレームワークを以下のとおり策定しました。

1 調達資金の用途

グリーンボンドで調達した資金は、以下のグリーン適格基準を満たす新規の投資・支出または既存の投資・支出のリファイナンスに充当します。なお、リファイナンスの場合は、債券による資金調達から過去3年以内に支出を行ったプロジェクトに限定します。

<グリーン適格基準>

適格事業区分	適格プロジェクト	GBP事業区分
カーボンリサイクル/ケミカルリサイクル事業	<p>カーボンリサイクル/ケミカルリサイクルによるバイオ燃料、バイオ素材、水素・アンモニア製造等に関する研究開発、設備投資等</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料は廃棄物由来のものやバイオマス等、環境・社会に深刻な悪影響を及ぼさないものに限る バイオマスを原料とする場合、原料は国内材については未利用材、輸入材についてはFSC認証等の持続可能性に係る認証を取得したものに限り <p><具体的なプロジェクト例></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃食用油を原料とするSAF生産設備への投資 CO₂からの微生物によるポリマー合成技術開発 廃プラスチックのガス化による水素製造 	<ul style="list-style-type: none"> サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品 汚染の防止と管理
エネルギー転換事業	<p>カーボンニュートラル社会に向けたエネルギー転換を実現するための以下の技術・製品に必要な研究開発、設備投資等</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、水素自動車の普及に必要な不可欠な技術、基幹部品、インフラストラクチャー <ul style="list-style-type: none"> ただし、内燃機関に使われる技術・製品は除く 再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア製造 太陽光発電、陸上/洋上風力発電 <p><具体的なプロジェクト例></p> <ul style="list-style-type: none"> EV自動車向け高効率・高出力パワーモジュール用の高熱伝導窒化ケイ素基板に係る設備投資 	<ul style="list-style-type: none"> クリーン輸送 サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品 再生可能エネルギー

2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

調達資金を充当する対象事業は、上記で定めるグリーン適格基準への適合状況に基づき、社内関係各部の支援を受けながら、財務部門が選定し、CFOが最終決定します。

なお、適格プロジェクトについて、以下のような環境・社会的リスク低減に向けた取り組みを実施していることを必要に応じて確認します。

- ・事業の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査
- ・事業の地域住民への十分な説明
- ・廃棄物の適切な管理・処理、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギー導入の検討、建設工事に係る資源の再資源化、環境負荷物質への対応

3 調達資金の管理

グリーンボンドにより調達した資金は、全額が適格プロジェクトに充当されるまで、財務部門が、対象となるプロジェクトを管轄する部署やグループ会社との連携の下、専用の帳簿等を用いて資金充当状況を継続的にモニタリングします。なお、適格プロジェクトに充当するまでの間、未充当資金は現金または現金同等物として管理します。

4 レポートニング

<資金充当状況レポートニング>

調達資金が全額充当されるまでの間、資金充当状況に係る以下の項目を少なくとも年1回当社ウェブサイトで開示します。なお、グリーンボンド発行時の資金充当計画から大きな変化が生じた場合には、適宜当社ウェブサイトにて開示します。

- ・適格プロジェクト毎の充当額（新規支出とリファイナンスの割合を含む）
- ・未充当金額

<インパクトレポートニング>

調達資金の残高が存在する限り、適格プロジェクト毎に環境改善効果に関する以下の項目について、少なくとも年1回、実務上可能な範囲で当社ウェブサイトを開示します。

適格事業区分	適格プロジェクト	インパクト レポートニング項目
カーボンリサイクル/ケミカルリサイクル事業	<p>カーボンリサイクル/ケミカルリサイクルによるバイオ燃料、バイオ素材、水素・アンモニア製造等に関わる研究開発、設備投資等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原料は廃棄物由来のものやバイオマス等、環境・社会に深刻な悪影響を及ぼさないものに限る ・バイオマスを原料とする場合、原料は国内材については未利用材、輸入材についてはFSC認証等の持続可能性に係る認証を取得したのものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト概要 <p>[GHG排出量削減に資するプロジェクトの場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHG排出削減量（t-CO₂e） （実績値または推計値） <p>[汚染の防止と管理に資するプロジェクトの場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物低減量/効果 （実績値または推計値） <p>研究開発等で定量的なレポートニングが困難な場合は定性的なインパクトを実務上可能な範囲で詳細に開示する</p>
エネルギーtransition事業	<p>カーボンニュートラル社会に向けたエネルギーtransitionを実現するための以下の技術・製品に必要な研究開発、設備投資等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車、水素自動車の普及に必要な不可欠な技術、基幹部品、インフラストラクチャー <ul style="list-style-type: none"> - ただし、内燃機関に使われる技術・製品は除く ・再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア製造 ・太陽光発電、陸上/洋上風力発電 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト概要 ・GHG排出削減量（t-CO₂e） （実績値または推計値） <p>研究開発等で定量的なレポートニングが困難な場合は定性的なインパクトを実務上可能な範囲で詳細に開示する</p>

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第127期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月29日関東財務局長に提出
事業年度 第128期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第129期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第128期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第128期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第128期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第129期第1四半期(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日) 2024年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第129期第2四半期(自 2024年7月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第129期第3四半期(自 2024年10月1日 至 2024年12月31日) 2025年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第130期第1四半期(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2023年8月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年7月4日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(2023年8月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日(2023年8月9日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日揮ホールディングス株式会社 本店
(神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。